

熊本県告示第927号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年9月19日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプステーションでんでんむし 菊池郡西合志町御代志 1661番地124	有限会社 でんでんむし 菊池郡西合志町御代志1661番地124 田中 雅浩	平成15年 9月10日	43000200205119	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第928号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年9月19日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプステーションでんでんむし 菊池郡西合志町御代志 1661番地124	有限会社 でんでんむし 菊池郡西合志町御代志1661番地124 田中 雅浩	平成15年 9月10日	43000300135117	児童居宅介護

熊本県告示第929号

平成15年度において熊本県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）が適用される建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、特例政令第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成15年9月19日

熊本県知事 潮谷 義子

- 第1 調達の対象となる建設工事の種類
土木一式工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項別表に規定するものをいう。）
- 第2 申請の時期
平成15年9月19日（金）から平成15年10月3日（金）までとする。
その後も申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。
- 第3 申請の方法等
- 1 申請の要件
本申請は、別に公告する特例政令が適用される建設工事に係る一般競争入札についての競争参加資格確認申請書を提出したときに限り行うことができる。
 - 2 申請書の入手方法
「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）の入所方法は、第9に掲げる問い合わせ先に問い合わせること。
 - 3 申請書の提出方法
申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を郵送するための郵便切手（第一種定形郵便物の料金に簡易書留料金を加算した額）を貼った定形封筒とともに、第9に掲げる場所に持参により提出すること。
 - (1) 工事経歴書
 - (2) 営業所一覧表
 - (3) 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の直前に受けた経営事項審査（法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成10年建設省告示第1362号）に定める項目及び基準により審査が行われたものであり、かつ、申請日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降の審査基準日のものに限る。以下同じ。）に係る経営事項審査結果通知書の写し
 - (4) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
 - (5) 申請日の直前の課税に係る次に掲げる納税証明書
 - ア 国税
申請者が法人である場合は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）、申請者が個人である場合は所得税並びに消費税及び地